

支援します！

香川県魅力ある観光コンテンツ造成支援事業補助金募集のお知らせ

香川県は、新しい生活様式の実践を踏まえた、魅力ある観光誘客イベントや体験プログラムを新規造成やブラッシュアップする事業を支援します！

募集期間 令和3年3月31日（水）～5月12日（水）＜期間内必着＞

対象者 市町、市町観光協会等、県内に事業所を持つ法人、県内に活動拠点をもち観光振興に取り組む団体

対象事業
上限額
補助率

【新規造成事業：上限200万円（補助率：1/2以内）】
※ 市町・市町観光協会等以外の、法人又は観光振興に取り組む団体は、観光コンテンツの実施にあたり、地元市町と連携していることが必須です。

新しい生活様式の実践を踏まえた、補助事業完了後も事業の継続性が見込まれる、魅力ある観光コンテンツを新規造成する事業

- 例
- ・ **新たな観光誘客イベントを開催する事業**
 - ・ **アウトドアを活用した新たな体験プログラムを販売する事業**
 - ・ **新たにマイクロツーリズムのガイドツアーを実施する事業**

【ブラッシュアップ事業：上限100万円（補助率：1/2以内）】

※ 市町・市町観光協会等以外の、法人又は観光振興に取り組む団体は、観光コンテンツの実施にあたり、地元市町と連携していることが必須です。

既存の観光コンテンツについて、新しい生活様式の実践を踏まえ、かつ変化する社会情勢や観光ニーズに対応することにより、県内外からの観光客の集客力が高まるようブラッシュアップする事業

- 例
- ・ **企画内容の見直しや日程の拡充などリニューアルをした観光誘客イベントを開催する事業**
 - ・ **既存の体験プログラムに、複数の地域資源を追加することで新たな付加価値につながる事業**

※ 補助事業は、県からの交付決定を受けた後（6月下旬頃）に着手（契約の締結）する必要があります。

※ 観光コンテンツとは、本県の魅力ある地域資源を活用し、県内地域に県内外から観光客の集客が見込まれる観光誘客イベントやツアー、体験プログラムをいいます。

対象経費 出演者の謝金・旅費、ポスター等の印刷製本費、宣伝デザイン料、会場使用料、機材借上料、運搬費、イベント保険、物品購入費 等

申請については裏面をご覧ください



申請から補助金支払いまでの流れ

(1) 申請～交付決定



- ① 申請書は、香川県ホームページからダウンロードしてください。
香川県トップページ → 文化・観光 → 観光：観光振興：その他観光振興
→ 魅力ある観光コンテンツ造成支援事業補助金について
- ② 申請書の作成に当たっては、必ず「公募要領」をご確認ください。
- ③ 申請書は、募集期間内に、持参又は郵送により提出してください。
- ④ 募集期間終了後に審査を行い、6月下旬頃に審査結果をお知らせします。

募集期間：令和3年3月31日（水）～5月12日（水）＜期間内必着＞
提出書類：以下のとおりです。詳しくは「公募要領」をご確認ください。

- ① 交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 見積書など金額の妥当性を確認できる書類
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 最新の定款、規約、会則等
※ 市町・市町観光協会等以外の、法人又は観光振興に取り組む団体のみ
- ⑦ 観光コンテンツの実施にあたり、地元市町との連携状況が分かる書類
※ 市町・市町観光協会等以外の、法人又は観光振興に取り組む団体のみ
- ⑧ 具体的な取組み内容を補足する書類
※ 必要に応じて

(2) 事業の実施

- ① 採択した事業者には、県から交付決定通知書をお送りします。
- ② 補助事業の着手（契約の締結）は、県からの交付決定を受けた後に行ってください。
- ③ 補助事業は、交付決定通知書に記載の補助事業実施期間内に支払いまで完了する必要がある。
- ④ 補助事業の内容等を変更したい場合は、あらかじめ香川県観光振興課までご相談ください。

(3) 実績報告～補助金支払い

- ① 補助事業完了後、15日以内に、実績報告書を提出してください。
- ② 実績報告書の内容確認により、補助金額が交付決定額より減額となる場合があります。
- ③ 補助金額が確定し、補助金請求書を受理した後、補助金を指定の口座にお支払いします。

【提出先（問合せ先）】

香川県観光振興課 〒760-8570 高松市番町4-1-10
TEL：087-832-3360（平日8:30～17:15）
※ 土日祝日は除きます。
E-mail：kanko@pref.kagawa.lg.jp

